



地域交流部会

この部会は、春松地区を春松幼稚園、春松小学校、春松中学校、羅臼地区を羅臼幼稚園、羅臼小学校、羅臼中学校に分け、それぞれの地区において小1プログラム^{※3}、中1ギャップ^{※4}、高1クライシス^{※5}を解消するために、児童・生徒の滑らかなつながりを目指して教職員の交流会や研修会、園児・児童・生徒の交流学習、行事の相互参加に関する活動に取り組みます。中1授業参観や交流会、公開保育参観、小6授業参観などが予定されています。



※3「小1プログラム」：小学校に入学したばかりの児童が、授業中に座っていらなかったり、集団行動がとれなかったりといった状態が続くこと。生活の中心が「遊び」から「学び」に変わるギャップの大きさが要因の一つとされる。

※4「中1ギャップ」：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。

※5「高1クライシス」：クライシスは、日本語で「危機」の意味。高校の中退、不登校などの課題が高校全体の約半数の割合で1年生に集中していることから、高1クライシスといわれています。

このほか、一貫研全体として、教職員の資質向上を目指した「学習指導法研究会」を今年度は羅臼中学校を会場に予定しています。

新体制での動きは2年目ということで、まだ課題も多いですが、課題を成果に変えて行くよう、現場の先生方も頑張っていますので、今後とも町民各位のご理解とご支援・ご協力を宜しくお願い致します。

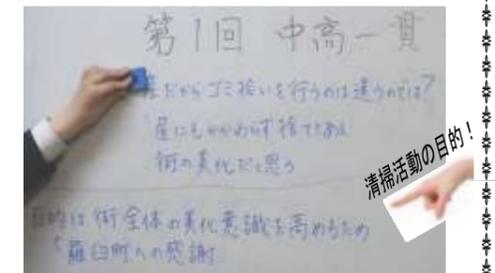
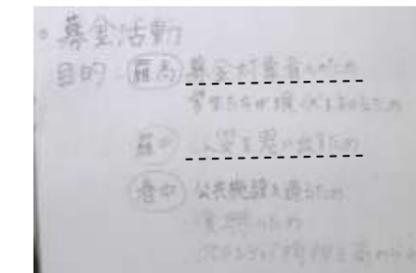
～第1回中・高生徒会交流会 (H25.5.15) の様子～

今年の「知床開き」に関わる「募金活動」と「清掃活動」をテーマに話し合いが行われました。



↓募金活動の目的について熱心な意見交換がありました。

↓清掃活動は「町への感謝と町全体の美化意識を高めること」を目標としました。



特別活動部会

特区别活動部会は、「生徒指導」「児童・生徒会活動」「部活動交流」が主な活動となります。町内行事や長期休業中の生徒指導に関することや児童会・生徒会活動の連携について協議が行われました。

主な取り組みとして、①知床開きや漁火まつり会場での募金活動や清掃ボランティア活動、②知床開きにおける“豊漁の舞”の参加、③ユネスコスクール研究発表会の運営・司会などが予定されており、去る5月15日、第1回中高生徒会交流会^{※2}において、各校生徒会代表者が集まり今年の知床開きへの関わり方について話し合いが行われました。

※2：第1回中高生徒会交流会の様子は、後段に掲載していますのでご覧ください。



総合学習部会

総合学習部会は、子どもたちがそれぞれの発達段階に応じ、地域の豊かな自然や産業に関する学習活動を企画・実施する部会で、①クマ学習や羅臼町の自然・産業などに関する学習、②将来の生き方や望ましい職業観を育むキャリア教育について、どのように幼・小・中・高でつながりを持ち、効果的に「学びの連続」をつなげるか協議する部会です。

今年の主な取り組みとしては、

- ①自然環境学習 {ホエールウォッチング、クマの生態、知床の動植物、郷土の遺跡、生態学}
- ②将来の生き方や望ましい職業観を育むためのキャリア教育 {修学旅行での職場見学・体験・訪問、高校生の幼稚園訪問、中高生と赤ちゃんの交流}
- ③羅臼町ユネスコスクール研究発表会の企画
- ④平成 26 年度に予定されているユネスコスクール全国大会に向けた準備・・・などが予定されています。

羅臼町幼・小・中・高一貫教育研究会

～平成 25 年度全体会終える～

昨年度から幼稚園・小学校も加わった「羅臼町幼・小・中・高一貫教育研究会（以下「一貫研」という。）」の全体会が去る4月26日(金)、羅臼小学校を会場に開催され、新体制2年目となる活動をスタートさせました。

町内の教職員が一堂に会する全体会では、前年度の活動報告と今年度の事業計画についての大枠が示され、全体会終了後、実働部隊となる各部会ごとに分かれ、今年の取り組みの詳細についての話し合いが行われました。参考までに、各部会の計画について次の通りご紹介いたします。



学力向上部会

学力向上部会は、「学力向上につながる授業改善」を柱におき、①「幼稚園から高校までをつないだ教科研究」と②「幼稚園と小学校の横のつながりの視点を持った研修」の場とする活動を中心に取り組むこととしています。

また、この部会の中には「国語」「算数数学」「理科」「社会」「英語」「芸術」「特別支援」「養護」「事務」の9つの教科部会が設けられており、それぞれの専門分野における研修・研究が進められることとなっています。

なお、去る5月17日には一斉研修日として、羅小を会場に幼・小、羅高と各中学校を会場に中・高に関わる教科研修会が行われたほか、11月22日にも一斉教科授業研修会が予定されています。

このほか、「中高の教科シラバス^{※1}の全面改訂」、「中高一貫学力テストの企画・運営」、「中高の乗入れ授業の実施」等が計画されています。

※1「シラバス」：学年あるいは学期中の授業・講義の計画や内容の概略を各時限ごとに記したものを。



水分、摂ってますか??その②

カラダからの“脱水してるかも!!”のサイン、受け取っていますか?。代表的なものは「のどが渇いた」という感覚。ただし、この感覚、時間が経つと感じにくくなってしまいますので、その他の症状からもチェックをすることが大切です。



⇒唇が乾燥してカサカサしている、尿量が減る・尿の色が濃くなる(※ビタミン剤を飲んだ後の、まっ黄色になるのとは違います。)というのも脱水の兆候。



もっと重度になると、体がだるい・頭痛・めまいなどの症状も現れます。自分でも見えたり感じることでできるサインなので、こんな症状が出る前に、前号もやいに掲載している、こまめな水分補給をしてくださいね。

それでもなかなか避けられないのが熱中症。脱水状態になってしまったら、水分だけでなく電解質(ミネラル分)も補給が必要になります。ちょっと小汗をかく程度なら心配ありませんが、激しい運動で大汗をかいいたり、黙っていても汗が出る時は、スポーツドリンクでの水分補給がベスト☆



スポーツドリンクは更に『アイソトニック』『ハイポトニック』と分類されます。体が脱水している条件下では、『ハイポトニック』飲料の方が吸収率が良いのでオススメです。経口補水液(けいこうほすいえき=ORS)と表記されているものもハイポトニックの仲間なので、商品パッケージを要チェック!!

ちなみに、経口補水液は自宅で簡単に作れます。インターネットで『経口補水液 作り方』と検索するか、公民館図書室にも作り方の掲載されている本(育児児典 病気編/毛利子来・山田真 著)があるので、図書室もぜひご利用ください♥

こう書くと、すごく良いものに聞こえるスポーツドリンクですが、実はちょっと飲み方に注意が必要なんです。ということで、次回もまた水分の摂り方についてのお話です。



羅臼の6月は、中学校の体育祭(6月2日)、小学校の運動会(6月9日)、羅臼幼稚園運動会(6月23日)・・・と、学校(園)行事が目白押し。・・・しかし、今春は、例年以上に寒い毎日が続いていて、ちょっと心配です。楽しみにしている子どもたちのためにも、早くあったかくなーれ!!



※「学校等」とは
○学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、各種学校
○外国の教育施設(ア) 外国にあるもの：その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設
イ) 国内にあるもの：インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)、外国人学校(文部科学大臣が高校相当と指定したもの)、外国大学の日本港、国際連合大学
○認定こども園又は保育所 など



(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で、社会通念上相当と認められるもの

- イ. 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの
 - ③ 教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など。
 - ④ スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など。
 - ⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入費
- ロ. イ以外(物品販売など)に支払われるもの
 - ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの。

学校ブログ拝見!

平成25年5月11日の春松中学校ブログより
裏山と校舎裏にはまだ残雪があります。昨日から晴れになり、グラウンドもやっと乾きました。小川建設様と鈴木産業様がグラウンドの転圧に来ていただきました。ここから感謝しております。校舎は、大井鉄工様に来ていただき、非常階段の修理がおこなわれました。午後からはPTA 環境整備により、体育館ワックスが校舎内壁のペンキ塗りが行われ、環境が整備されます。グラウンドからは久しぶりの陽気で、湯気が上がっています。



*地域の方々の応援は、ありがたいですね。これも、羅臼の良い地域性の一つだと思います。ご協力くださった皆様、お疲れ様でした&感謝。

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置が創設されました

このたび、所得税法等の一部を改正する法律が公布・施行され、平成25年4月から、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されることになりました。

この制度の概要は次の通りです。また、この制度に関するQ&Aは、文部科学省ホームページにも記載されていますのでご参照ください。

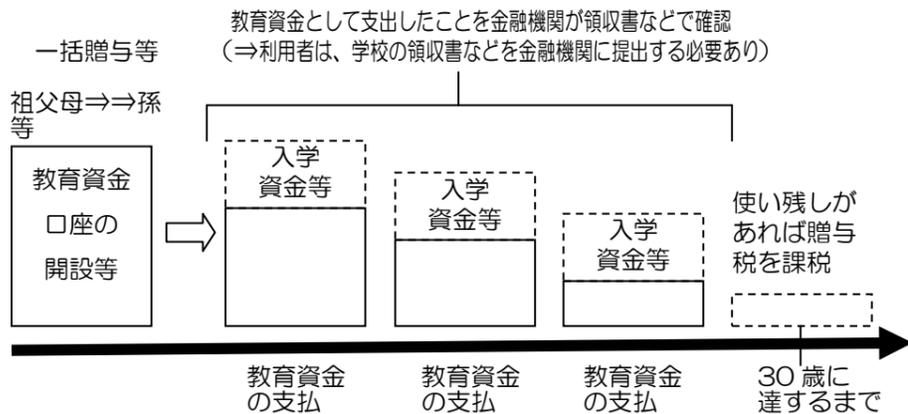


背景 現行制度では、扶養義務者間(親子間等)で必要の都度支払われる教育資金は贈与税非課税です。

しかし、教育については将来にわたり多額の資金が必要であり、「一括贈与」のニーズも高いことから、高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子どもの教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待するものです。

制度の概要 * 祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円※6までを非課税とする。

- (※6: 学校等以外の者に支払われるものについては500万円が限度)
- * 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし書類を保管。
- * 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- * 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。



3 教育資金とは (1) 学校等に直接支払われる次のような金銭。

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など。
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等※における教育に伴って必要な費用など。